



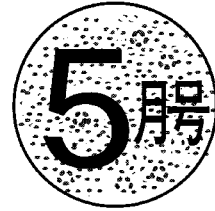
# 知財サービス ニュース

特許事務所 日本知財サービス  
代表 藤田貴男

(工学博士・弁理士, fujita@jp-ips.com)

〒106-0032 東京都港区六本木6-3-1  
六本木ヒルズ クロスポイント9階

Tel:03-5786-3400(代表) Fax:03-5786-3433  
info@jp-ips.com(代表)



2019・5・10

最新ニュース・割引情報・  
無料セミナーなど

検索 | 日本知財サービス

## 車両電動化関連技術 ▼トヨタ自動車▼ 特許実施権を無償提供

トヨタ自動車は、ハイブリッド車 (HV) などの電動化関連技術の特許実施権を無償で提供すると発表した。併せてトヨタの車両電動化システムを導入したメーカーに対し、製品化に必要な技術サポートも実施する。

世界的に環境規制が強まる中、競合他社にも電動化車両技術を広く提供することで関連部品の需要を増やし、コスト低減につなげるほか、トヨタが強みを持つHVを中心とした電動車両の市場拡大を目指す方針。

車両電動化技術については、同社が20年以上にわたるハイブリッド車 (HV) の開発を通じ、高性能化、コンパクト化、低コスト化を進めてきたコア技術。HV、プラグインハイブリッド車 (PHV)、電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV) などのさまざまなタイプの電動車開発に応用できる。

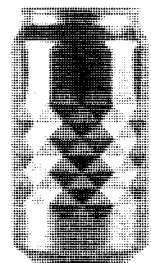
公開するのはHVのモーターやエンジン、システム制御関連などの領域。内訳は、2019年3月末時点で、モーター約2590件、パワー・コントロール・ユニット (PCU) 約2020件、システム制御約7550件、エンジン・トランスアクスル約1320件、充電機器約2200件など。

適用に当たっては、トヨタと具体的な実施条件等について協議の上で契約を締結する必要がある。

無償提供の期限は2030年末までで、無償提供をすでに始めている燃料電池関連の技術特許の期限も、従来の20年末から30年末に延長する。

## 「ダイヤカット缶」 ▼キリンビール▼ 「氷結」の容器が立体商標に

キリンビールが2001年から販売している「氷結」シリーズで使用している「ダイヤカット缶」が立体商標 (指定商品「第33類 缶入り酎ハイ」) として登録された。(商標登録第6127292号)



「商標登録第6127292号」  
(商標公報より引用)

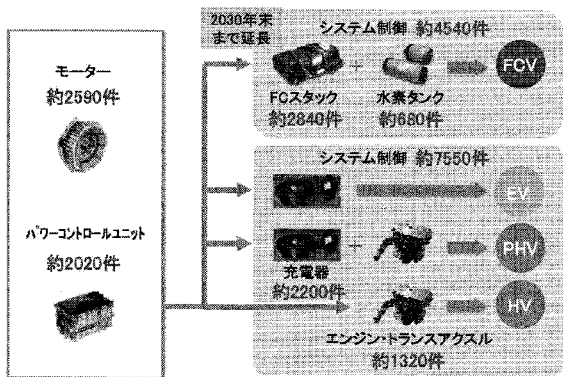
同社は、表面にダイヤ形の凹凸が施されたアルミ缶を立体商標として出願したが、特許庁から拒絶査定を受けている。文字や図形などが表示されていない容器が登録されるためには、容器の形状だけで商品が認識できるように消費者に高く認知されている必要がある。

そこで、使用による識別力獲得の立証手段として「アンケート調査」を採用し、「ダイヤカット」が消費者に認知されているとの調査結果を主張した。

その結果、拒絶査定不服審判において、商標法 3条2項 (使用による識別力獲得) が適用され、拒絶査定を覆すことができた。

車両電動化技術に関する特許  
約23740件の実施権を無償提供

電動化技術全般 2030年末まで  
燃料電池関連 2030年末まで延長



解説

進歩性の判断
知的財産高等裁判所 平成30年(行ケ)
第10118号 審決取消請求事件
平成31年3月25日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「施療機」とする特許第5200131号(本件特許)の特許権者である。原告が本件特許について特許無効審判請求をし(無効2017-800159号)、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)をした。原告が、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

本件審決の理由は、本件発明1は、引用例1(特開2005-192603号公報)に記載された発明(引用発明1)及び引用例2(特開2005-13559号公報)、引用例3(特開2003-290305号公報)又は引用例4(特開2005-224598号公報)に記載された発明(引用発明2、3、4)に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない、等というものである。

ここでは、原告が主張した取消事由1(本件発明1の進歩性判断の誤り)の中の「引用発明1及び引用発明2に基づく進歩性判断の誤り」の部分についての裁判所の判断のみを紹介する。

第2 判決

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

第3 理由

(1)本件発明1と引用発明1との対比

本件発明1と引用発明1との一致点及び相違点が本件審決で認定されているように、以下のとおりであることは、当事者間に争いが無い。

(ア)一致点

施療者の臀部または大腿部が当接する座部と、人体背部が当接する背当て部と、該背当て部の中央部に左右一対の施療子を備えた施療子施療機構とを有し、前記背当て部の左右両側に前方に向かって突出した側壁部を夫々備えると共に各側壁部に膨縮袋を設け、空気の給排気により各膨縮袋を膨縮または膨張保持させて施療者の身体の左右両側を施療または保持することができるようにした施療機において、前記各側壁部の内側面に設けた膨縮袋による上腕及び肩部の側面への施療または保持と前記施療子による背部からの肩部周辺施療とを行う施療機。

(イ)相違点

本件発明1では、「各側壁部の基部には、前記各側壁部を幅方向において回転するように夫々側壁可動部を設けて、各側壁部が前記背当て部の幅方向において回転」するのに対し、引用発明1では、各側壁部が回転しない点。

(2)引用発明1及び引用発明2に基づく進歩性判断の誤り

引用発明1に引用発明2を適用する動機付け

(ア)技術分野

引用発明1は、身体の背肩近辺に対しマッサージを行う構成について特徴を有する椅子型マッサージ機に関するものである。これに対し、引用発明2は、身体の下腿に対しマッサージを行う構成について特徴を有する椅子型マッサージ機に関するものである。

したがって、引用発明1と引用発明2の技術分野は、椅子型マッサージ機という限度で共通するが、特徴を有する構成が、背肩近辺に対してマッサージを行うものか、下腿に対してマッサージを行うものかという点で相違する。

(イ)課題

a 引用発明1の課題は、①背肩近辺の側面側、特に肩ぐうと呼ばれるつばをマッサージすること、②背面側にマッサージを行う場合に、身体が施療手段により押されて前方に動くのを防ぐこと、である。

これに対し、引用発明2の課題は、①下腿の臑の前外側、特に三里、豊隆と呼ばれるつばをマッサージすること、②下腿にマッサージを行う場合に、被施療者の下腿を拘束しないこと、である。

b まず、引用発明1と引用発明2の課題は、①身体の側面ないし前面に位置するつばのマッサージを行うという限度で共通するが、その対象部位及び対象部位に位置するつばの種類が異なる。

そして、引用発明1と引用発明2におけるマッサージの対象部位及び対象部位に位置するつばの種類を比較するに、背肩と下腿においては、その形状、重量や椅子型マッサージ機にかかる荷重、可動範囲などが大きく異なるから、それに応じて椅子型マッサージ機の構成は異なるものとならざるを得ない。また、定型的な動きしかできない椅子型マッサージ機においては、背肩近辺の側面側と下腿の臑の前外側に位置するつばをどのような強度、角度及び範囲で押圧するかによって、その施療子部分の構成も異なるものとならざるを得ない。

そうすると、椅子型マッサージ機である引用発明1と引用発明2において、マッサージの対象部位及び対象部位に位置するつばの種類が異なることは、両発明の課題が有する意義に差異をもたらすものというべきである。

c 加えて、引用発明1と引用発明2の課題は、②身体の動作を防止してその自由度を下げようとするか、身体を拘束しないようにしてその動作の自由度を上げようとするかという点では正反対のものということができる。

d よって、引用発明1と引用発明2との課題は、マッサージを行おうとする対象部位及び対象部位に位置するつばの種類が異なること、身体の動作の自由度を下げようとするか上げようとするか異なることから、相違するものというべきである。

(ウ)作用機能

引用発明1は、背もたれ部の左右両側に前方に向かって突出した側壁部の内側面に配設されたエアバッグが膨出し、身体を左右両側から挾圧するという作用機能を有する。

これに対し、引用発明2は、後側空気袋の膨張によって、支持部に枢着されている左右の受板が前方へ回動し、受板の前側に配設された前側空気袋が膨張することによって、臑の外側部分を押圧するという作用機能を有する。

したがって、引用発明1と引用発明2の作用機能は、膨出(膨張)するエアバッグ(前側空気袋)によって身体を押圧するという点で共通するものの、当該エアバッグ(前側空気袋)を配設する部材が、側壁部か、支持部に枢着された回動可能な受板かという点で相違する。

(エ)示唆

引用例1又は引用例2の内容中に、引用発明1に引用発明2を適用することについての示唆は見当たらない。

(オ)動機付け

以上のとおり、引用発明1と引用発明2とは、椅子型マッサージ機という限度で技術分野が共通するものの、マッサージを行おうとする対象部位及び対象部位に位置するつばの種類が異なることなどから課題が相違し、身体を押圧するエアバッグを配設する部材のそもそもの可動性が異なることから作用機能も相違するほか、引用発明1に引用発明2を適用することについて示唆も見当たらない。

したがって、引用発明1に引用発明2を適用する動機付けがあるということとはできない。

以上によれば、引用発明1に引用発明2を適用することにより本件発明1を容易に発明をすることができたということとはできない。

第4 解説

進歩性の判断に関し、主引用文献記載の発明に副引用文献記載の発明を組み合わせることで、当業者が、本願発明に容易に想到することができたかどうかの論理付けを主引用文献記載の発明と、副引用文献記載の発明との間の技術分野、課題、作用機能の共通性、そして、示唆、動機付けの観点から検討している。審査基準に従った進歩性判断の教科書的な事例になると思われる。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

# 特許権の存続期間の延長に係る審査基準を改訂

## ■特許庁■

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）により特許法第67条等は改正されている。

この特許法第67条等の改正に伴い、特許庁は平成31年3月27日付で「特許権の存続期間の延長に係る審査基準の改訂」を公表した。

改訂後の審査基準は2020年（令和2年）3月10日以降に行った特許出願に係る特許権の存続期間の延長登録の出願の審査に適用される。

特許権の権利存続期間は、原則として、特許出願の日から20年を越えない（特許法第67条第1項）。

特許権の差止請求や損害賠償請求等の権利行使は特許権が発生してから可能になる。このため、特許権の設定登録が、想定される一定の期間を超えた時期にされた場合には、特許権者にとって権利行使が可能である期間が短くなる。

特許権者が権利行使できない期間について特許権の存続期間の延長を行うことは、特許権者にとって利益になる。一方、特許権の権利行使を受ける可能性がある第三者にしてみれば、いたずらに特許権の存続期間が延長されることとなると、事業の安定性等に影響する可能性がある。

そこで、特許権者の権利行使の期間を十分確保する一方で、存続期間の延長による出願人間

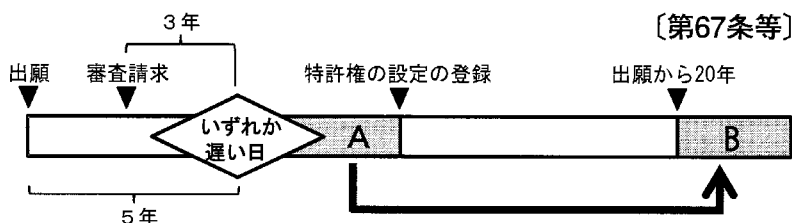
の公平性、第三者への影響等を考慮し、特許権の設定登録までに出願又は審査請求から一定の期間を要した場合に権利期間を補償する、期間補償のための特許権の存続期間の延長の制度が追加されたのが上述の特許法第67条等の改正だ。

特許権の設定登録が特許出願の日から起算して5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から起算して3年を経過した日のいずれか遅い日（基準日）以後になされたときは、延長登録の出願により存続期間を延長できることにし、延長できる期間は、基準日から特許権の設定登録の日までの期間に相当する期間から、特許庁の責めに帰さない理由により経過した期間及び審判・裁判の期間等の特許出願に係る手続や審査に要した期間以外の期間を控除した期間（延長可能期間）を超えない範囲内の期間となっている（第67条第3項）。

なお、上述の特許法第67条等の改正は、従来から、特許法第67条等に規定されている、医薬品等に係る特許権の存続期間の延長の制度を実質的に変更するものはない。

詳しくは特許庁HP

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/kaitei2/encho\\_shitsumon\\_1903.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/encho_shitsumon_1903.html)



※延長される期間【B】は、期間【A】から、出願人の責めに帰する期間、審判・裁判に関する期間等を除外して算出。  
※我が国では、出願から審査請求までの期間は平均2年、審査請求から特許権の設定の登録までの期間（標準審査期間）は平均15.2月となっている。

特許庁「環太平洋パートナーシップ協定に伴う特許法改正の概要」

# スマホ特許訴訟 訴訟の取り下げと供給で合意

## ■アップル・クアルコム■

スマートフォンの半導体の特許を巡る訴訟で、米国のIT大手のアップルと半導体大手のクアルコムは、和解が成立したと発表した。両社は、世界各国で訴訟合戦を繰り広げていたが、継続中の全ての訴訟を取り下げる。

発表によると、両社は新たな特許使用料の支払い条件で合意し、アップルはクアルコム製半導体の調達を再開する。両社は2019年4月1日

に発効する6年間のライセンス契約を締結。この契約には、2年間の期間延長のオプションや複数年のチップセット供給が含まれているという。アップルはクアルコムに特許使用料を支払うが、金額などの詳細は明らかにされていない。

アップルは2017年1月、携帯用半導体の特許使用料が不当に高額だとして、クアルコムを提訴。部品供給業者とともに、クアルコムに対する特許使用料の支払いを拒否した。スマートフォン「iPhone（アイフォン）」用部品の調達対象からクアルコム製半導体を外すなど対立を深めていた。

和解により次の新型iPhoneにはクアルコム製の5Gモデムチップが搭載される見込み。

# 審 決 紹 介

本願商標「最高峰」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2018-8203号、平成31年1月8日審決、審決公報第231号）

## 1 本願商標

本願商標は、「最高峰」の文字を標準文字で表してなり、第3類「かつら装着用接着剤、洗濯用でん粉のり、洗濯用ふのり、つけまつ毛用接着剤、口臭用消臭剤、動物用防臭剤、せっけん類、歯磨き、化粧品、つけづめ、つけまつ毛」、第5類「薬剤、医療用試験紙、医療用油紙、衛生マスク、オペラート、ガーゼ、カプセル、眼帯、耳帯、生理帯、生理用タンポン、生理用ナプキン、生理用パンティ、脱脂綿、ばんそうこう、包帯、包帯液、胸当てパッド、綿棒、創傷被覆材、おむつ、おむつカバー、生体インプラント、サプリメント、食餌療法用飲料、食餌療法用食品」及び第10類「おしゃぶり、水まくら、三角きん、支持包帯、手術用キヤットガット、吸い飲み、スポイト、乳首、水のう、氷のうつり、哺乳用具、魔法哺乳器、医療用指サック、化学物質を充てんした患部用保温保冷具、化学物質を充てんした患部用保温保冷具を患部に固定するための補助カバー、化学物質を塗布した患部用保温保冷具、化学物質を塗布した患部用保温保冷具を貼るための補助シート、避妊用具、人工鼓膜用材料、補綴充てん用材料（歯科用のものを除く）、業務用美容マッサージ器、医療用機械器具、家庭用電気マッサージ器、医療用手袋」を指定商品として、平成29年4月5日に登録出願されたものである。

## 2 原査定の拒絶の理由(要点)

原査定は、「本願商標は、『最高峰』の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、『一群中最もすぐれたもの』を意味する語であり、本願の指定商品を取り扱う業界において、『最高峰』の語が、単独でも、商品の品質を表示するものとして普通に使用されている実情がある。そうすると、本願商標をその指定商品について使用しても、これに接する取引者、需要者は、その商品が一群中最もすぐれたものであることを認識するにすぎないから、本願商標は、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標と判断するのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は、前記1のとおり、「最高峰」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字が「一群中最もすぐれたもの」の意味を有する語であるとしても、このことから、取引者、需要者が、商品の品質を直接的、かつ、具体的に表したものと認識するとはいい難い。

そして、当審における職権調査によれば、本願の指定商品を取り扱う業界において、例えば、「最高峰の〇〇」、「〇〇の最高峰」などのように、他の語との組合せによる使用例があるものの、「最高峰」の文字自体が、商品の品質を直接的、かつ、具体的に表すものとして一般に使用されている事実は発見できず、さらに、当該文字に接する取引者、需要者が、それを商品の品質を表示したものと認識するとみるべき事情も見当たらない。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質を表示するものとはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「感謝」は、商標法第4条第1項第11号に該当しない、と判断された事例（不服2018-8208、平成31年1月9日審決、審決公報第231号）

別掲(引用商標)

## 1 本願商標

本願商標は、「感謝」の文字を標準文字で表してなり、第29類「冷凍野菜、冷凍果実、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実」他を指定商品として、平成28年12月16日に登録出願された商標2016-141169に係る商標法第10条第1項の規定による商標登録出願として、同29年8月10日に登録出願されたものである。

そして、本願の指定商品については、同日付け手続補正書により、第29類「冷凍野菜、冷凍果実、肉製品、加工水産物、サラダ」他に補正されたものである。

## 2 原査定の拒絶の理由(要点)

原査定は、「本願商標と登録第4672633号商標(別掲、以下『引用商標』という。)とは、商標が類似し、本願の指定商品中「サラダ」と引用商標の指定商品中「アーモンドペースト」とが類似するから、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する。」旨認定し、判断し、本願を拒絶したものである。

引用商標は、第30類「食品香料(精油のものを除く)、葉草を加味してなる茶、その他の茶、コーヒー及びココア、水、調味料、香辛料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、コーヒー豆、穀物の加工品、アーモンドペースト」他を指定商品として、平成15年5月16日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

## 3 当審の判断

(1) 商標の類否について

本願商標は「感謝」の文字を標準文字で表してなり、引用商標は、別掲のとおり、「感謝」の文字を縦書きしてなるところ、両商標は、書体において異なるものの、横書きと縦書きとの差異にすぎないといえる程度のものであるから、互いに類似する商標である。

(2) 商品の類否について

本願の指定商品中、第29類「サラダ」と引用商標の指定商品中、第30類「アーモンドペースト」とが類似する商品であるか否かについて、以下検討する。

「サラダ」とは、生野菜を主材とした副菜として食されるものである。

一方、「アーモンドペースト」とは、アーモンドを挽いてペースト状にしたものであって、料理用材料として用いられるものである。

そうとすれば、「サラダ」と「アーモンドペースト」とは、需要者の範囲を共通にする場合があるとしても、原材料及び品質を異にし、また、用途が異なることにより販売部門も異なるものといえる。

したがって、両商品に同一又は類似の商標を使用したとしても、その需要者をして、両商品が同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあるとは認められず、非類似の商品と判断するのが相当である。

その他、本願の指定商品と引用商標の指定商品とが類似するというべき事情は認められない。

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは類似するものの、それらの指定商品が同一又は類似するものとはいえないから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

感謝

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和34年	商標登録第 542502号～第 543784号
44年	商標登録第 833117号～第 836796号
54年	商標登録第 139504号～第1397498号
平成1年	商標登録第2175401号～第2185700号
平成11年	商標登録第2724347号～第2724350号
平成11年	商標登録第3371323号～第3371328号
平成11年	商標登録第4319336号～第4331138号
平成21年	商標登録第5267688号～第5277817号

各年の10月1日～10月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成28年6月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは5月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

## ●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
31年2月分	25,519	14,194
前 年 比	102%	109%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)